

## 質疑・回答書

No.	質 疑 箇 所	質 疑	回 答
1	事前協議後提出書類 (定款その他基本約款)	事前協議後提出書類にある「定款その他基本約款」については、どの時点までに要件を満たす必要があるか。	事前協議後提出書類の提出期限となる、令和元年11月13日までに要件を満たす必要があります。 定款の目的欄に、「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」及び「介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業」の記載が必要となります。
2	応募事業者の要件	「③国や大阪府又は柏原市が定める基準どおりに実施が可能であるもの。」とあるが、それらの基準が記載されているHPのURL等を示してほしい。	基準は以下のとおりです。HPにて各基準等の名称入力で検索が可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)</li> <li>・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)</li> <li>・柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例</li> <li>・柏原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則</li> </ul>
3	整備数	柏原市内のグループホームで本年8月に空床が4床、それでも今回18床分のグループホームを公募される根拠を問う。	整備数については現在の空床からの算出ではなく、第7期柏原市高齢者いきいき元気計画に基づいた整備数を基準としています。

## 質疑・回答書

No.	質 疑 箇 所	質 疑	回 答
4	開設時期	開設期限内に職員採用不足等の事情で、施設の開設に至らなかった時の措置はあるか。	第7期柏原市高齢者いきいき元気計画に基づいた公募となるため、令和3年3月31日までの整備が期限となります。そのため、期限までに職員採用が可能な計画を立てた上で応募をお願いいたします。
5	整備補助	整備補助の限度額はいくらか。	大阪府へは補助金申請は済んでおりますが、補助金額は現在確定しておりません。11月以降に内示額が提示される予定です。 【参考】※大阪府への補助金申請額 施設整備補助金：33,600千円 開設準備補助金： 839千円
6	応募事業者の要件	公募時点で「認知症介護サービス事業者開設者研修」修了は必須条件か。または応募後速やかに受講する意図を示すことで応募可となるか。 例えば、看護士、ケアマネの資格を有しておれば、「認知症介護サービス事業者開設者研修」修了相当とみなされるか。 厚生労働省の定めている基準の代表者の対象範囲について問う。	「認知症介護サービス事業者開設者研修」修了の確認は、事前協議後提出書類等の「代表者の経歴書」にて行います。よって、提出期限の令和元年11月13日までに研修を修了しておく必要があります。 看護士、ケアマネ等の資格を有していても研修の修了相当とはみなせませんので、研修修了は必須となります。 「代表者」とは基本的には、運営している法人の代表者を指します。理事長や、代表取締役が該当しますが、法人の規模の大きさによっては、理事長や代表取締役を地域密着型サービス部門の代表者として扱うのが合理的ではないと判断される場合においては、地域密着型サービス事業部門の責任者等を代表者としても差し支えありません。